

2024年12月2日 従来の健康保険証は廃止されます！

以降どう変わる？



廃止日以降、新たな健康保険証を交付できないため、新規加入者には**マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）**で対応いただくこととなります。

※ 12月2日以降、**事業所の異動で記号番号が変わった場合も新規加入者と同じ扱いになります**ので健康保険証は交付しません。

氏名変更も従来の健康保険証の表記が変わるので同様です。また、**紛失した場合**も再発行が出来ませんので同様です。

※ 従来の健康保険証は資格内容の変更が無い限り、保険証廃止日から最長1年間（2025年12月1日まで）有効です。

（2025年12月2日以降は資格内容に変更が無くても無効となります！）

※マイナンバーカードを取得していない方、取得しているが健康保険証の利用登録をしていない方は、健康保険組合が発行する「**資格確認書**」を医療機関に提示することとなります。

・2024年12月2日以降の受診方法

健康保険証	マイナ保険証	2025年12月1日迄	2025年12月2日以降
あり	あり	健康保険証又はマイナ保険証	マイナ保険証
あり	なし	健康保険証	資格確認書
なし	あり	マイナ保険証	マイナ保険証
なし	なし	資格確認書	資格確認書

・健康保険証以外の各証（限度額適用認定証、高齢受給者証）について

マイナ保険証を利用すれば、カードリーダーの本人同意により、各証を持参しなくても自己負担額が限度額までとなりますので**交付申請が不要**になります。また、高齢受給者証も持参不要になります。

裏面へ続く

・資格確認書について

・「資格確認書」とは

マイナンバーカードを取得していない方や、取得しているが健康保険証利用登録をしていない等マイナ保険証による資格確認ができない方が保険診療を受けるために提示する書類です。資格確認書には有効期限があります。

※ 当健保の資格確認書の有効期限は**最長3年**です。

・資格確認書の交付対象者

資格確認書の交付対象者は以下の通りです

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請したもの（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

※ 2024年12月2日から2025年12月1日まで（経過措置期間中）、上記交付対象者が**有効な健康保険証を有している場合は、資格確認書の交付はできません**ので、従来の健康保険証またはマイナ保険証で受診することになります。

・資格確認書の交付

2024年12月2日以降の新規加入者、事業所異動に伴い記号番号が変更になった方、被扶養者の追加があった方には、資格確認書の発行要否を確認しますので、発行が必要な方は、従来の届出に加え、交付申請である「**資格確認書（再）交付申請書 兼き損・減失届**」を提出してください。

なお、現在、有効な健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方に対しては、健康保険証が無効となる2025年12月1日までに健保で確認して、資格確認書を発行しますので、**交付申請は不要**です。

マイナ保険証の利用登録がまだの方、
この機会に登録をお願いします。



マイナンバーカードの申請がまだの方、こちらの2次元コードからできます。

